

サービス付き高齢者向け住宅の登録等にかかる手数料について

1 サービス付き高齢者向け住宅の申請手数料について

『高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」といいます。）』に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録等にかかる手数料は、三重県手数料条例により、以下のとおりです。

登録：新たにサービス付き高齢者向け住宅を登録する場合（法第5条第1項）

更新：既に登録しているサービス付き高齢者向け住宅の登録を更新する場合
（5年ごとの更新が必要です）（法第5条第2項）

変更：既に登録しているサービス付き高齢者向け住宅の登録内容を変更する場合
（手数料が必要な場合は2のとおりです）（法第9条第1項）

<手数料表>

登録・更新・変更にかかる手数料	
住宅の登録戸数	手数料
10戸以下	30,000円
11戸以上 20戸以下	35,000円
21戸以上 30戸以下	40,000円
31戸以上 40戸以下	45,000円
41戸以上 50戸以下	50,000円
51戸以上 70戸以下	60,000円
71戸以上 100戸以下	74,000円
101戸以上	88,000円

2 登録事項等の変更の届出

サービス付き高齢者向け住宅の登録事項等に変更があったときは、法第9条第1項により、その日から30日以内に届け出る必要があります。

そのうち手数料が必要になる場合は以下のとおりですので、ご注意ください。

手数料必要	<ul style="list-style-type: none">・増築減築により、登録戸数に変更が生じる場合、住宅の追加減少戸数分の手数料が必要となります。(手数料表の「住宅の登録戸数」を「住宅の追加減少戸数」に読み替えてください) 例) ①既設35戸のサ高住に12戸増築する場合 →手数料は手数料表の11戸以上20戸以下の35,000円を適用②既設58戸のサ高住で2戸減築する場合 →手数料は手数料表の10戸以下の30,000円を適用 ・戸数の変更がない場合でも、共用部分、共用設備、管理部分の面積や数に変更が生じる場合には手数料が必要となります。 例) 共用部分、共用設備の面積及び数に変更があった場合 →手数料は手数料表の10戸以下の30,000円を適用
手数料不要	<ul style="list-style-type: none">・役員の変更・家賃及びサービス等の額の変更・連絡先の変更・その他軽微な変更

(注意)

変更の届出をされる方で、手数料が必要になるか不明な場合は、三重県住宅政策課に事前にお問い合わせください。

お問い合わせ先

三重県 県土整備部住宅政策課 住まい支援班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL : 059-224-2720 FAX : 059-224-3147

E-mail : jutaku@pref.mie.lg.jp

□申請窓口

部署	電話番号	住所
県土整備部住宅政策課 (本庁舎 4 階)	059-224-2720	〒514-8570 津市広明町 13 番地
桑名建設事務所 建築開発室 (桑名庁舎 3 階)	0594-24-3667	〒511-8567 桑名市中央町 5-71
四日市建設事務所 建築開発室 (四日市庁舎 3 階)	059-352-0684	〒510-8511 四日市市新正 4-21-5
松阪建設事務所 総務・管理・建築室(建築開発課) (松阪庁舎 5 階)	0598-50-0587	〒515-0011 松阪市高町 138
伊勢建設事務所 建築開発室 (伊勢庁舎 3 階)	0596-27-5210	〒516-8566 伊勢市勢田町 628 番地 2
志摩建設事務所 総務・管理・建築室(建築開発課) (志摩庁舎 3 階)	0599-43-9651	〒517-0501 志摩市阿児町鵜方 3098-9
伊賀建設事務所 建築開発室 (伊賀庁舎 6 階)	0595-24-8239	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802
尾鷲建設事務所 総務・管理・建築室(建築開発課) (尾鷲庁舎 4 階)	0597-23-3546	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号
熊野建設事務所 総務・管理・建築室(建築開発課) (熊野庁舎 3 階)	0597-89-6148	〒519-4393 熊野市井戸町 371

※鈴鹿建設事務所及び津建設事務所では受付を行っていませんのでご注意ください。